平成２８年（フ）第１７０３号
札幌市中央区南５条東２丁目16番地２　セントポーリアカルーア1006号
債務者　松浦　　渉
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１８号
札幌市白石区北郷３条６丁目３番20号　サンモリッツＥ－２号
債務者　齊藤　友子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３７号
札幌市南区石山東３丁目２番32号　マンションＹＵ203号
債務者　越戸　邦昭
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４５号
札幌市東区北20条東18丁目３番17号　リカバリーハウスそれいゆ、住民票上の住所札幌市西区発寒12条11丁目６番16号　フォーレストⅠ－103号
債務者　若山　和美（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６８号
札幌市手稲区前田２条12丁目１番１－711号
債務者　岩村マキ子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８２号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　大宮植竹住宅Ｃ－126
債務者　山口智恵美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９７９号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区２棟306号
債務者　小井川政徳（旧姓下浦）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２２号
埼玉県蓮田市西新宿６丁目18番地　シティーコーポ深沢Ａ－103号
債務者　島津　和枝（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４３号
埼玉県川口市大字神戸183番地の１　グリーンハウスＦ
債務者　米澤　豊子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３９号
埼玉県越谷市平方南町７番地８
債務者　富岡　　翔
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
埼玉県草加市清門２丁目６番地19
債務者　白石　大介
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５２０号
埼玉県草加市青柳２丁目13番15号　コーポコスモ１号棟102号
債務者　乙部　幸一
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５７４号
埼玉県三郷市谷口74番地37
債務者　越川　麻里
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５０９号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目４番地５みずほ台宝マンション510
債務者　板橋　陽子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５１５号
埼玉県川越市霞ケ関東５丁目８番地19
債務者　坂　　正子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３１号
千葉県旭市ロの437番地　マルイハイツ201
債務者　宇井野和江
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係